

函館中央病院修学資金貸与規定

（目的）

第1条 この規定は、函館中央病院（以下『院』という）が、助産師養成学校の学生で、経済的理由により修学困難な者に修学資金を貸与し、もって優秀な助産師を育成することを目的とする。

（貸与の申請）

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を定め、別紙様式（1）により病院長に申請するものとする。

（貸与の決定）

第3条 前条の規定による申請があったときは、病院長は貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項による貸与の決定を受けた者は、別紙様式（2）により誓約書を病院長に提出しなければならない。

（貸与期間及び金額）

第4条 貸与期間は在学期間内とし、毎月150,000円を修学資金として貸与する。

（貸与決定の取消し等）

第5条 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下『貸与決定者』という）が次の各号のいずれかに該当する場合には、病院長は、貸与の決定を取り消すものとする。

- （1）助産師養成学校を退学したとき。
- （2）修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （3）学業成績または品行が不良で停学及び留年の処分を受けたとき。

2 貸与決定者が疾病その他やむを得ない事情により休学したときは、休学した日の属する月の分から1年間修学資金の貸与を停止するものとする。

（返還の免除）

第6条 修学資金の貸与を受けた者（以下『借受者』という）が、助産師養成学校を卒業後1年以内に免許を取得し、速やかに函館中央病院に勤務した場合において、その勤務期間が3年間に達したとき。

(返 還)

第7条 借受者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により、貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 助産師養成学校を卒業後、貸与期間に相当する期間を、助産師として函館中央病院に勤務しないとき。

(返還の猶予)

第8条 借受者が次に該当する場合には、病院長は当該理由が継続する期間、貸与した修学資金の返還を猶予するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消された後も、引き続き当該養成学校に在学しているとき。

(返還の減免等)

第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事情があると認められるときは、病院長は、貸与した修学資金の全部もしくは一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度心身障害者と認めれたとき。
- (3) 心身の故障により長期の休養を必要とするとき。

附 則

1. この規定は、平成15年4月1日より施行する。

改正 平成18年10月1日 (施行 平成19年4月1日)

別紙(1)

修学資金貸与申請書

平成 年 月 日

函館中央病院 病院長 様

申請者 氏名

次のとおり修学資金の貸与を受けたいので、函館中央病院修学資金貸与規定第 2 条により申請します。

本人 住所
電話番号
氏名
生年月日 年 月 日生

連帯保証人 住所
電話番号
氏名
生年月日 年 月 日生
職業

別紙(2)

誓約書

平成 年 月 日

函館中央病院 病院長 様

この度、貴院より修学資金を貸与されるにあたり、貴院の修学資金貸与規定を遵守することを誓約いたします。

本人 氏名

連帯保証人 住所
氏名
本人との関係